

上海市人口と計画出産条例の改正について

2016年1月1日に施行された中華人民共和国人口と計画出産法（以下、「計画出産法」とします。）の改正により、いわゆる「一人っ子政策」の基本方針が変更されたことについては本レポート2016年2月号で解説しました。一方、計画出産法では基本方針を規定するのみであり、具体的な政策については各地方が規定する「人口と計画出産条例」に委ねられており、上海では、2016年3月1日より上海市人口と計画出産条例（以下、「上海市計画出産条例」とします。）が改正、施行されています。今回は、この計画出産条例の改正内容の概要と企業への影響について概説します。

1. 上海市計画出産条例の改正内容

計画出産法の改正に基づき行われた上海市計画出産条例の改正内容のうち、企業（現地法人及び駐在員事務所）に関連する部分の概要は以下の通りです。

計画出産法の改正内容	条例により規定される政策	上海市計画出産条例改正前	上海市計画出産条例改正後
(1)出産調整の基本原則の変更	基本原則	一組の夫婦につき“一人の子女”を出産することを提唱する	一組の夫婦につき“二人の子女”を出産することを提唱する
(2)晩婚、晩産の奨励の廃止	晩産を理由とする出産休暇の加算を廃止	出産の時期が晩産基準に該当する場合には、法令上規定される出産休暇（98日）に30日を加算し、合計で128日の出産休暇を付与する	《廃止》
	晩産を理由とする看護休暇の付与	出産の時期が晩産基準に該当する場合には、その配偶者に3日間の看護休暇を付与する	《廃止》
(3)晩婚休暇の廃止	晩婚を理由とする結婚休暇の加算を廃止	初婚の時期が晩婚基準に該当する場合には、法令上規定される結婚休暇（3日間）に7日間を加算し、合計で10日間の結婚休暇を付与する	《廃止》

計画出産法の改正内容	条例により規定される政策	上海市計画出産条例改正前	上海市計画出産条例改正後
(4)法令に適合する出産の奨励	出産休暇の加算	《規定なし》	出産について法令が規定する条件に適合する場合には、法令上規定する出産休暇（98日間）に30日間を加算し、合計で128日の出産休暇を付与する
	看護休暇	出産について、その配偶者に1日間の看護休暇を付与する	出産について法令が規定する条件に適合する場合には、その配偶者に10日間の看護休暇を付与する
※規定なし	結婚休暇の加算	《規定なし》	結婚について法令が規定する条件に適合する場合には、法令上規定される結婚休暇（3日間）に7日間を加算し、合計で10日間の結婚休暇を付与する
(5)「一人っ子父母栄光証」の廃止	『一人っ子父母栄光証』の発行条件、及び奨励政策の継続	自己の意思に基づき生涯一人の子女のみを出産した夫婦に対しては、『一人っ子父母栄光証』を発行し、奨励政策を実施する	“国が一組の夫婦につき一人の子女を出産することを提唱していた期間”において、自己の意思に基づき生涯一人の子女のみを出産した夫婦に対しては、『一人っ子父母栄光証』を発行し、奨励政策を実施する

2. 今回の改正が企業にもたらす影響

上海市計画出産条例の改正前は、改正前の計画出産法が規定していた「晩婚・晩産の奨励」政策として結婚休暇の7日間の加算、出産休暇の30日間の加算等の奨励措置が規定されていました。これに対して、計画出産法の改正により「晩婚・晩産の奨励の廃止」「晩婚休暇の廃止」が明記されたため、当初は、結婚休暇の加算、出産休暇の加算についても廃止されるのではないかと予測されていました。しかしながら、改正後の上海市計画出産条例では、「晩婚・晩産の奨励」とは異なる理由に基づいて、結婚休暇の7日間の加算、出産休暇の30日間の加算を規定しています。そのため、改正後の上海市計画出産条例では、晩婚、晩産の条件を満たさないような若年での結婚や出産の場合についても休暇の加算が認められることになりました。さらに、妻が出産した場合の夫について、改正前は3日の看護休暇が付与されるのみでしたが、改正後は10日間の看護休暇が付与されることになりました。

また、「一人っ子父母栄光証」については、改正後の出産に対しては発行されないものの、改正

前に条件を満たして出産していた場合については発行が認められること、また既にこれを保有する者に対する奨励措置は継続されることが明記されました。そのため、企業は、雇用する従業員が「一人っ子父母栄光証」を保有する場合には、企業は、対象となる子供が16歳になるまでの間、その従業員に対して各地方で規定される「一人っ子手当」（上海市では60元/月）を支給しなければなりません。

このように、計画出産法によりいわゆる「一人っ子政策」の基本方針が変更され、「晩婚・晩産の奨励」は廃止されましたが、上海市計画出産条例の改正内容を見る限りでは、従業員が取得できる結婚休暇や出産休暇の加算は目的を変えて維持されており、逆に配偶者に対する看護休暇日数が10日間に増加されるなど、企業としては、従業員に付与しなければならない休暇日数が増加したという意味において、改正前よりも負担が重くなっているものと評価することができます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2016年6月中旬(時間未定)【定員20名】
テーマ : 本社からの出張者にかかわる出入国管理と税務・会計
会場 : 上海市内(未定)
- 2016年7月中旬(時間未定)【定員20名】
テーマ : 駐在員事務所が注意すべき税務・会計
会場 : 上海市内(未定)

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>